

公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和3年2月24日

分任支出負担行為担当官
国立感染症研究所
総務部業務管理課長 田中 豊



1 調達役務及び数量

品目	規格	概算数量	開札日時
産業廃棄物収集運搬及び処理業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	令和3年3月12日(金) 10時00分

2 履行場所

国立感染症研究所村山庁舎分任支出負担行為担当官が指定する場所。

3 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

4 入札方法

- 入札者は、調達案件の焼却処理価格のほか、収集運搬及び焼却施設への搬入等に要する一切の諸費用を含め、1kg当たりの単価を算出するものとする。
- 入札金額は、仕様書に掲げる品目ごとの単価に概算数量を乗じて得た額の合計額を入札書に記載すること。（品目ごとの単価は、別紙に記入すること。）
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税額及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 競争参加資格

- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 令和1・2・3年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」のB、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- 東京都より産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業その他必要な業務の許可を有していること。
- 東京都産業廃棄物再生事業者登録証明書又は同等の許可を有していること。
- 環境保全にかかる協定などに参加し、環境対策を実施していること。次の①～③のいずれも満たすこと。
 - 東京都プラスチック類の埋立ゼロに関する協定を締結していること。
 - 環境にかかるISOであるISO14001規格を取得していること。
 - 「東京都における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性適合制度」（「産業廃プロフェッショナル」又は「産廃エキスパート」の認定制度）の認定業者であること。
- 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

6 入札書の提出場所等

- 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒208-0011 東京都武蔵村山市学園4-7-1
国立感染症研究所村山庁舎業務管理課会計係
電話 042-848-7007（ダイヤルイン）
- 入札書の受領期限 令和3年 3月11日（木） 17時00分
- 開札の日時 令和3年 3月12日（金） 10時00分
- 開札の場所 国立感染症研究所村山庁舎第一会議室（管理棟2階）

7 その他

- 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 入札保証金及び契約保証金 免除
- 入札者に求められる義務
この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、分任支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて入札説明書に定める暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- 入札の無効
この公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
また、入札に参加した者が、7(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- 契約書作成要否 要
- 落札者の決定方法
本公告に示した物品を納入できると分任支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をも

って有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 押印の省略

契約書を除き、入札書や誓約書等の契約手続に必要な書類（以下「契約関係書類」という。）への押印は不要とする。

担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定として取扱う。

押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(8) その他詳細は、入札説明書による。